

通達甲（総．企．管）第４号
平成 7 年 3 月 3 1 日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の全部改正について

このたび、警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（昭和 3 8 年 1 2 月 2 8 日訓令甲第 3 6 号。以下「旧規程」という。）の全部が改正され、平成 7 年 4 月 1 日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 3 8 年東京都条例第 8 3 号）及び職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（昭和 3 8 年東京都規則第 1 8 3 号）の全部改正に伴い、旧規程の全部が改正されたものである。

第 2 改正の要点

1 年次有給休暇

年次休暇の名称が年次有給休暇に改められた。

2 病気休暇

負傷又は疾病による欠勤が病気休暇とされた。

3 特別休暇

(1) 出産等に伴う職員の勤務免除が妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間及び出産支援休暇とされた。

(2) 災害による欠勤が災害休暇とされた。

4 介護休暇

職員の配偶者又は二親等内の親族を介護するための休暇として新設された。

第 3 運用上の留意事項

1 休日

(1) 休日は、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(2) 休日には、原則として週休日の指定を行わないこと。

2 休日の振替え

(1) 休日が土曜日に当たる場合は、日曜日及び土曜日が週休日と定められている職員については、当該土曜日は週休日とし、休日の振替えは行わないこと。

(2) 日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの 5 日間のうち 1 日を週休日と定めら

れている職員については、休日が月曜日から金曜日までの間に定められた週休日に当たる場合は、当該日は週休日とし、休日の振り替えは行わないこと。

- (3) 週休日を年末年始の休日（規程第3条第2号の規定による休日をいう。）に指定した場合は、休日の振替えは行わないこと。
- (4) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定による休日が非番日に当たる場合は、当該非番日の直後（原則として、翌日とする。）の正規の勤務時間が割り振られている日（正規の勤務時間が7時間45分を超えない日に限る。）を休日とする。
- (5) 休日の振替えは、警視庁警察職員勤務規程の運用について（平成12年3月24日通達甲（総・企・管）第6号）別記様式第1の「週休日の変更命令及び休日の振替え処理・代休日指定簿」により行うこと。

3 休日の代休日

- (1) 休日の勤務が宿直勤務又は日直勤務の場合は、代休日の指定は行わないこと。
- (2) 休日の勤務が当番勤務の場合は、原則として代休日の指定は行わないこと。
- (3) 代休日の指定は、週休日の変更命令及び休日の振替え処理・代休日指定簿により行うこと。

4 年次有給休暇

- (1) 年次有給休暇の繰越しができるのは、前年の勤務した総日数が、勤務を要する総日数（1年の日数から週休日の日数及び超勤代休時間が承認された勤務日等（正規の勤務時間が割り振られた日及び勤務規程第10条第1項の規定により勤務を命じられた日をいう。以下同じ。）（日を単位とする場合に限る。）を控除した日数）の8割以上の勤務実績のある職員である。この場合、別表に掲げるものについては勤務したものとみなす。
- (2) 週休日及び休日には、年次有給休暇を実施することはできない。

5 病気休暇

- (1) 病気休暇の「疾病」には、予防注射又は予防接種による著しい発熱並びに不妊症及び不育症が、「療養」には、負傷又は疾病が治った後の社会復帰のためのリハビリテーション、不妊症及び不育症に係る各種検査等が含まれるものとする。
- (2) 職員が、次に掲げる医療行為を受ける必要があり、真にやむを得ないと認められる場合は、1時間を単位として病気休暇を承認することができる。ただし、1日の正規の勤務時間について勤務しないことになるときは、1時間を単位として承認することはできない。

ア 慢性の腎臓疾患のため定期的に人工透析を受ける必要がある場合

イ おおむね1か月以上の期間にわたり1週間に1回以上の頻度によりB型肝炎又はC型肝炎に対するインターフェロン治療及びこれに準ずる医療行為を受ける必要がある場合

ウ おおむね1か月以上の期間にわたり2週間に1回以上の頻度によりがんに対する抗がん剤又は放射線による治療及びこれに準ずる医療行為を受ける必要がある場合

エ おおむね1か月以上の期間にわたり1週間に1回以上の頻度により不妊症又は

不育症に係る各種検査等を受ける必要がある場合

- (3) 病気休暇の給与の減額が免除される期間は、引き続く90日とする。なお、病気休暇中に中断がある場合は、過去1年間における同一の疾病（病名は異なるが、症状及び病因等から同一の療養行為と認める場合を含む。）による病気休暇が通算して90日に達する日までを給与の減額が免除される期間とする。
- (4) 職員自身の責めに帰すべき事由（アルコール性疾患）による病気休暇は、当該事由による1回目の病気休暇の最後の日の翌日から起算して2年以内は認められない。

6 公民権行使等休暇

公民権行使等休暇の時間は、選挙投票日については職員の住居地により一定できないが、おおむね2時間を限度とし、証人出廷については事案の種別等によって異なるが、事案に応じた必要な時間とすること。

7 妊娠出産休暇

- (1) 出産とは、妊娠4か月以上（1か月を28日として計算する。）の分娩をいい、生産、死産の別を問わないものであるから、人工妊娠中絶も出産とされる。
- (2) 出産後6週間を経過した女性職員が出勤を希望した場合は、医師が支障がないと認めた業務に就かせることができる。
- (3) 妊娠出産休暇16週間（多胎妊娠の場合にあつては24週間）の範囲内において切迫流産、妊娠悪阻、妊娠中毒症等の妊娠に起因する障害のため、1週間を超える引き続く休養が必要と認められる場合は、1週間又は2週間を分離して与えることができる。

8 妊娠症状対応休暇

流産等により現に妊娠していない場合は、承認できない。

8の2 早期流産休暇

- (1) 早期流産とは、妊娠4か月未満における流産をいう。
- (2) 流産の日において病気休暇を承認されている場合の早期流産休暇は、流産した日の翌日から起算して6日以内に病気休暇が終了するときに限り、病気休暇の終了する日の翌日から、流産した日の翌日から起算して7日を経過する日までを限度とする、引き続く日数とする。

9 母子保健健診休暇

- (1) 規程第13条第1項の「必要な時間」とは、健康診査又は保健指導を直接受ける時間、医療機関等での待ち時間及び医療機関等への往復時間の合計をいう。
- (2) 母子保健健診休暇に引き続いて年次有給休暇、公民権行使等休暇その他の休暇が申請された場合、これらを併せて承認することができる。
- (3) 女性職員が母子保健健診休暇を申請した場合において、所属長が職務に著しく支障があると認めたときは、申請された日時を変更することができる。

10 妊婦通勤時間

- (1) 徒歩で通勤する者又は自転車若しくは原動機付自転車を利用して通勤する者は、対象とならない。
- (2) 交通機関の混雑度合いは、母体及び胎児の保護の上から、社会一般の通念に反し

ない範囲内で判断すること。

- (3) 母子健康手帳の交付から出産前の妊娠出産休暇の前日までの期間で、真に必要と認められる日又は期間に限られる。
- (4) 妊婦通勤時間の承認期間は、1回の申請について1か月を限度とする。
- (5) 出勤時刻の変更、出勤猶予等により交通機関の混雑が緩和されている時間に通勤する場合は、承認できない。
- (6) 妊婦通勤時間の前後に引き続いて年次有給休暇、母子保健健診休暇その他の休暇を実施することはできない。

11 育児時間

- (1) 育児時間の実施方法は、原則として1日2回それぞれ45分とするが、1日90分の範囲内であれば、公務に支障がない限り、次によることができる。ただし、おおむね1か月間は、同じ実施方法によること。

ア 90分以内で1日1回とする。

イ 1日2回の場合は、1回の時間が30分以上（生後1年以上1年3月未満の生児にあっては、15分以上）で15分を単位とした時間とする。

- (2) 男性職員が育児時間を実施する場合は、配偶者又は条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）の実施する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

12 出産支援休暇

交替制勤務に従事する職員が当番日に申請した場合は、2日として取り扱うこと

12の2 育児参加休暇

「養育の必要がある子」とは、中学校就学の始期に達するまでの子をいう。

12の3 子どもの看護等休暇

- (1) 子どもの看護等休暇の対象は、12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子を養育する職員とする。

- (2) 子どもの看護等とは、次の掲げるものをいう。

ア 負傷若しくは疾病による治療若しくは療養中の子の通院等の世話その他の看護をすること又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいい、後遺障害に対するリハビリテーションの介助は含まない。

イ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業その他これらに準ずるものに伴う子の世話

ウ 子の入園、入学、卒園又は卒業の式典その他これらに準ずる式典

- (3) 子どもの看護等休暇を承認する場合は、医師の診断書等の提出を義務付けることはせず、所属長が個別に判断することとする。

なお、所属長が必要に応じて医師の診断書等の提出を求めることは妨げない。

13 生理休暇

生理休暇は、1日を単位とし、女性職員が申請した日数を与えるものとするが、給

与の減額が免除される期間は、1回の生理について引き続く2日までとする。

14 慶弔休暇

- (1) 職員が結婚する場合又は規則第24条第1項に規定するパートナーシップ関係となる場合（以下単に「パートナーシップ関係となる場合」という。）

ア 結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合の慶弔休暇の始期は、結婚の日（戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。以下同じ。）又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日の1週間前の日から当該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日後6月を経過する日までの期間内の日とし、休暇の日数は、引き続く7日とする。

イ 「結婚した日」とは、原則として挙式の日をいうが、挙式も婚姻の届出も行わない場合は、事実上婚姻関係と同様の生活を始めた日とする。

- (2) 職員の関係者（規則別表第3に掲げる者に限る。以下同じ。）が死亡した場合

ア 関係者が死亡した場合の慶弔休暇は、所属長が承認した日から起算して引き続く規則別表第3に掲げる日数とする。

イ 規則別表第3の「職員と生計を一にしていた場合」とは、職員が扶養している場合又は職員と生活を共にしている場合をいう。

ウ 規則別表第3の「職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合」とは死亡者が職員の祖父母又はおじ、おばの場合で、職員の父母等が既に死亡したため先祖の墳墓、祭具等の継承を受けるべき立場になったときをいう。

- (3) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合

ア 父母の追悼のための特別な行事を行う場合の休暇の日数は、1日とする。

イ 「父母の追悼のための特別な行事を行う場合」とは、宗教によって異なるが、四十九日忌、一周忌、三周忌等の物故者の法要を行う場合をいう。

- (4) 往復日数の加算

前(2)又は(3)により、通常利用する交通機関での片道所要時間が6時間以上かかる遠隔地に旅行する場合には、往復に実際に要する日数を加算することができる。

15 災害休暇

災害とは、地震、水害、火災、落雷、津波、火山活動、交通事故等をいう。

16 夏季特別休暇

夏季特別休暇の期間は、6月1日から10月31日までとする。

16の2 長期勤続休暇

- (1) 長期勤続休暇の対象は、勤続15年又は勤続25年に達する職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）とする。

- (2) 長期勤続休暇は、次に掲げる日数とする。

ア 勤続15年に達する職員 1日を単位として引き続く2日以内

イ 勤続25年に達する職員 1日を単位として引き続く5日以内

ウ (3)のオに規定する場合において、規則第26条の2第2項に規定する「知事が別に定める長期勤続休暇に相当する休暇」（以下「相当する休暇」という。）を承認された職員については、勤続15年に達する場合は2日から、勤続25

年に達する場合は5日から当該承認された相当する休暇の日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）を除いた日数の範囲内

(3) 長期勤続休暇の実施は、次に掲げる期間とする。

ア 勤続15年に達する職員

勤続15年に達する年度の1月1日から2年間

イ 勤続25年に達する職員

勤続25年に達する年度の1月1日から2年間

ウ 前ア又はイの規定にかかわらず、勤続15年又は勤続25年に達する年度の1月1日からその翌々年度の12月30日までの間に退職する職員

勤続15年又は勤続25年に達する年度の1月1日から退職の日まで

エ 前記ア又はイに掲げる期間において、当該期間の2分の1以上を病気休暇又は規程第20条の2第2項に規定する事由により勤務しなかった職員

勤続15年又は勤続25年に達する日が属する年度の1月1日から3年間

オ 前アからエまでに掲げる期間において、国又は地方公共団体等に派遣又は出向（以下「派遣等」という。）を命ぜられていた期間がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていない職員

派遣等が終了した日の翌日と前アからエまでに掲げる期間の終了した日の翌日のうちいずれか遅い日から、前アからエまでに掲げる期間と派遣等を命ぜられていた期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

16の3 ボランティア休暇

ボランティア休暇は、次に掲げる場合に承認することができる。

- (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
- (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
- (3) 前(1)又は(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (4) 東京都の区域内で開催される国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援する国際交流事業における通訳その他外国人を支援する活動
- (5) 安全確保を図るための活動、スポーツや野外活動等を指導する活動その他地域における子どもの健全育成に関する活動

17 介護休暇

- (1) 介護休暇は、要介護者の各々について、引き続く2週間以上（更新の場合を除く。）6月以下の期間内で、介護を必要とする一の継続する状態ごとに1回に限り申請することができるものとし、当該期間内においては、必要に応じて更新することができるものとする。ただし、当該期間を経過した場合であっても、当該期間内において承認した期間を含め、通算180日を限度に2回まで更新できるものとする。
- (2) 介護休暇は、1日又は1時間を単位として、必要に応じてこれらを組み合わせて

実施することができる。

- (3) 介護休暇の実施方法は、承認された期間について1回に限り変更することができる。

17の2 介護時間

- (1) 介護時間は、要介護者の各々が2週間以上にわたり、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護時間取得の初日から連続する3年の期間内において承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。
- (2) 介護時間の承認は、正規の勤務時間において、1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- (3) 育児時間、第3の18の(2)に規定する第1号子育て部分休暇又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年東京都条例第10号）第14条に規定する第1号部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、第1号子育て部分休暇又は第1号部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

18 子育て部分休暇

- (1) 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、4月1日から翌年の3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを所属長に申し出るものとする。
- ア 1日につき2時間を超えない範囲内
- イ 一年につき77時間30分（定年再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内
- (2) 前(1)のアに掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第1号子育て部分休暇」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。
- (3) 前記(1)のイに掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇（以下「第2号子育て部分休暇」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれの場合に定める時間数の第2号子育て部分休暇を承認することができる
- ア 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- イ 第2号子育て部分休暇の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- (4) 介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号子育て部分休暇の承認については、1日につき2時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- (5) 前記(1)の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の前記(1)の規定による申出時に予測することができなかつ

た事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

- (6) 前記(1)の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前(5)の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇の請求をすることができる。
- (7) 子育て部分休暇の承認は、当該子育て部分休暇を承認されている職員が、産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該子育て部分休暇に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- (8) 所属長は、子育て部分休暇を承認されている職員が当該子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合又は子育て部分休暇を承認されている職員が前記(6)の規定による変更をした場合は、当該子育て部分休暇の承認を取り消すものとする。
- (9) 子育て部分休暇を承認されている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を所属長に届けなければならない。
 - ア 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - イ 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
 - ウ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

19 休暇の申請

- (1) 休暇（介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇を除く。）の申請は、別記様式第2の「休暇等実施簿」により行うこと。この場合、病気休暇、妊娠出産休暇又は慶弔休暇を申請するときは、次の事項を休暇等実施簿に記載すること。
 - ア 病気休暇
 - (ア) 病名
 - (イ) 休養場所
 - イ 妊娠出産休暇
 - (ア) 出産予定日
 - (イ) 休養場所
 - ウ 慶弔休暇
 - (ア) 職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合
 - a 婚約者若しくは配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住所、氏名及び年齢
 - b 結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日
 - (イ) 職員の関係者が死亡した場合
 - a 死亡者の氏名及び年齢
 - b 続柄
 - c 死亡年月日
 - (ウ) 職員の父母の追悼のための特別な行事を行う場合
 - a 亡父母の氏名
 - b 死亡年月日

c 祭祀〔し〕の種別

- (2) ボランティア休暇の申請は、休暇等実施簿に別記様式第3の「ボランティア活動計画書」を添付して行うこと。
- (3) 短期の介護休暇の申請は、休暇等実施簿に別記様式第3の2の「要介護者の状態等申出書」を添付して行うこと。
- (4) 介護休暇の申請は別記様式第4の「介護休暇承認申請書兼処理簿」により、申請事由の変更の届出は別記様式第5の「申請事由変更届」により行うこと。
- (5) 介護時間の申請は別記様式第6の「介護時間承認申請書」により、申請事由の変更の届出は申請事由変更届により行うこと。
- (6) 子育て部分休暇の承認の申請は別記様式第7の「子育て部分休暇承認請求書」により、承認の請求事由の変更の届出は別記様式第8の「養育状況変更届」により行うこと。

別表

勤務実績を算定する場合において、勤務をした日数とみなすもの

- 1 超勤代休時間が承認された勤務日等（日を単位とする場合を除く。）、休日及び代休日
- 2 年次有給休暇
- 3 病気休暇（日を単位とする場合を除く。）
- 4 公民権行使等休暇
- 5 妊娠出産休暇
- 6 妊娠症状対応休暇
- 7 早期流産休暇
- 8 母子保健健診休暇
- 9 妊婦通勤時間
- 10 育児時間
- 11 出産支援休暇
- 12 育児参加休暇
- 13 子どもの看護休暇
- 14 生理休暇
- 15 慶弔休暇
- 16 災害休暇
- 17 夏季特別休暇
- 18 長期勤続休暇
- 19 ボランティア休暇
- 20 短期の介護休暇
- 21 介護休暇
- 22 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成13年東京都条例第196号）第2条第1項の規定により公益的法人等に派遣されて勤務しなかった期間（当該公益的法人等において勤務した期間及びこれに相当すると認められる期間に

限る。)

- 23 公務災害による休業
- 24 育児休業
- 25 研修を受ける場合
- 26 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- 27 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- 28 法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- 29 都又は都の機関以外のものの主催する講演会等において、都政又は学術等に関し、講演等を行う場合
- 30 職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- 31 職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- 32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留により勤務できなかった場合
- 33 風、水、震、火災その他の非常災害による交通遮断により勤務できなかった場合
- 34 その他の交通機関の事故等の不可抗力による原因により勤務できなかった場合
- 35 在勤庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部若しくは一部の停止（台風来襲等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）により勤務できなかった場合
- 36 警視庁職員の職務に専念する義務の免除に関する規程（平成20年7月1日訓令甲第27号）第4条各号に定める場合

(裏)

申出 月日 ----- 期票印	休 暇 等 の 種 別 〔該当するものに口印をする。〕	休 暇 等 の 期 間		○年次有給 休 暇 の 参 日 数 ----- 休 暇 率 或 取 得 の 率 計	摘 要 〔理由、旅行先、利用交通 機関、連絡方法等〕	専 決 区 分				入力 確認
						課 長 (署 長)	課 長 代 理 (副署長 次 長)	係 長 (課 長 代 理)	係	
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
-----	年休 病休 療養 休暇型 ()	月 日 休 分 休 分 休 分	日 休 分 休 分	----- 休 分 休 分						
集	年次有給休暇	夏季特別休暇	病 氣 休 暇							
計	日 時間	日	日							

注 () 内には、次の特別休暇の略称を記載すること。

公民権行使休暇～公民、妊娠出産休暇～産休、妊娠症状対応休暇～妊対、早期流産休暇～早期、母子保健健診休暇～母子、妊婦通勤時間～妊婦、育児時間～育児、出産支援休暇～支援、子どもの看護等休暇～看護、育児参加休暇～育参、生理休暇～生休、喪葬休暇～喪葬、災害休暇～災害、夏季特別休暇～夏特、長期勤続休暇～長期、ボランティア休暇～社貢、短期の介護休暇～短介

別記様式第 3

ボランティア活動計画書

所属係職氏名

1 活動期間

年月日（時分）～年月日（時分）

（移動にかかる日時間数日時間分）

2 活動の種類

☐被災者への支援活動 ☐社会福祉施設等における活動

☐要介護者への支援活動 ☐国際交流事業における活動

3 活動場所

施設名等

所在地

電話 ()

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

☐有 ☐無

団体名

電話

6 備考

注 1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含む。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 「3 活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名、住所等を記入する。

3 「6 備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合にその者の状態について記入する。

別記様式第3の2

要 介 護 者 の 状 態 等 申 出 書		
(所属長)	年	月 日
殿		
	係・階級	
	氏名	
次のとおり要介護者の状態について申し出ます。		
1 要介護者に関する事項		
(1) 氏名		
(2) 職員との続柄等		
(3) 介護が必要になった時期		
	年	月 日
2 要介護者の状態		
3 その他		

注1 「1(3) 介護が必要になった時期」については、その時期が請求を行う時から相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省略することができる。

2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入すること。

別記様式第 4

介 護 休 暇 承 認 申 請 書 兼 処 理 簿

所属		係		職		氏名	
要介護者に 関する事項	氏名			続柄等		年齢	
引き続く 6 月の期間 年 月 日から 年 月 日まで							
要介護者の 状 態 及 び 具 体 的 な 介 護 の 内 容							
申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日から 年 月 日まで				
☐ 引き続く 6 月 ☐ 中途				承認日数	日		
☐ 更新（1 回目）				累計日数	日		
☐ 更新（2 回目）							
利用形態	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他（ ）			☐ 全日 時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで		
備 考							

注 該当する□にレ印を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第5

申請事由変更届

(承認権者)	年 月 日
殿	
係 階級・職 氏名	
次のとおり	☐ 介護休暇 ☐ 介護時間 に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。
1 届出の事由	
☐ 要介護者が死亡した。	
☐ 要介護者が介護を要しない状態になった。	
☐ 要介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった。	
☐ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。	
☐ その他	
2 届出の事由が発生した日	年 月 日

注 該当する□にレ印を付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第 6

(表)

介 護 時 間 承 認 申 請 書					
提出年月日 年 月 日					
(所属長)					
殿 係 階級・職 氏名					
次のとおり介護時間の承認を申請します。					
1 要介護者に関する事項	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日		年 月 日生		
2 要介護者の状況及び具体的な介護の内容					
3 申 請 期 間 及 び 時 間	期 間			時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から	時 分から	
			時 分まで	時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から	時 分から	
時 分まで			時 分まで		
4 介護時間中の 育児時間又は 第 1 号子育て 部分休暇若しくは第 1 号部分休業				午前 時 分から 午後 時 分まで	
5 備 考					

注 1 育児時間又は第 1 号子育て部分休暇若しくは第 1 号部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は第 1 号子育て部分休暇若しくは第 1 号部分休業を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する□にレ印を付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

申 請 月 日	変 更 又 は 取 消 し を 行 っ た 日 時					時間数	所属長
	区 分	月 日	時 間				
	変 更 取消し		時 時 分から分まで	時 時 分から分まで		時間分	
			時 時 分から分まで	時 時 分から分まで			
	変 更 取消し		時 時 分から分まで	時 時 分から分まで		時間分	
			時 時 分から分まで	時 時 分から分まで			
	変 更 取消し		時 時 分から分まで	時 時 分から分まで		時間分	
			時 時 分から分まで	時 時 分から分まで			
	変 更 取消し		時 時 分から分まで	時 時 分から分まで		時間分	
			時 時 分から分まで	時 時 分から分まで			
	変 更 取消し		時 時 分から分まで	時 時 分から分まで		時間分	
			時 時 分から分まで	時 時 分から分まで			
	変 更 取消し		時 時 分から分まで	時 時 分から分まで		時間分	
			時 時 分から分まで	時 時 分から分まで			
	変 更 取消し		時 時 分から分まで	時 時 分から分まで		時間分	
			時 時 分から分まで	時 時 分から分まで			

別記様式第7

(第1面) 子育て部分休暇の請求に係る申出

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書						
申出対象期間				年度		
(所属長)						
殿				係		
				氏 名		
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。						
1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄					
	生 年 月 日		年 月 日生			
2 申出	申出月日		申出の内容 (①又は②)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき77時間30分(定年前再任用 短時間勤務職員にあっては、勤務日1日 当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時 間)を超えない範囲内		
	月 日					
3	変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情 の有無	所属長
		月 日				
	変更 (第2回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情 の有無	所属長
		月 日				
4 子育て部分休暇 中の介護時間		時 分から 時 分まで				
5 備 考						

- 注1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
- 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。
- 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面を、第2号子育て部分休暇の請求の場合は第4面を用いること。
- 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
- 5 該当する口には、レ印を記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第2面) 第1号子育て部分休暇の承認の請求

請求 月 日	子育て部分休暇の承認の請求をする期間				所属長
	期 間		時 間		
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	☐ 毎 日 ☐ その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第3面) 第1号子育て部分休暇の承認の変更又は取消し

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第4面) 第2号子育て部分休暇の承認の請求

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8

養育状況変更届		年	月	日
(所属長)				
殿				
		係・階級		
		氏名		
次のとおり子育て部分休暇に係る子の養育状況について変更が生じたので、届け出ます。				
1 届出の事由				
☐	子育て部分休暇に係る子が死亡した。			
☐	子育て部分休暇に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。			
☐	子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。			
☐	子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。			
☐	同居しなくなった。	☐	負傷・疾病	
☐	その他（ ）			
☐	その他（ ）			
2 届出の事由が発生した日				
	年	月	日	

注 該当する□にはレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

